

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○保安林の指定予定(三件)……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一

○保安林の指定……………(同)……………二

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………(同)……………三

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部長政課)……………三

告示(選)

○政治団体の届出…………………………五

○政治団体の届出事項の異動の届出…………………………六

○政治団体の解散の届出…………………………九

○資金管理団体の届出…………………………二

○資金管理団体の届出事項の異動の届出…………………………三

○資金管理団体でなくなった旨の届出…………………………三

公告

○土地区画整理事業の換地処分…………………………三

……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………三

○開発行為に関する工事完了…………………………三
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三

正誤

○令和五年八月四日付東京都選挙管理委員会告示第七十六号…………………………四

告示

●東京都告示第千二百八十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき白金一丁目東部北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
令和五年十二月二十一日
東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年四月二十四日から令和五年十二月三十一日まで

三 施行地区

港区白金一丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

港区白金一丁目二十九番四号白金TNKビル三階
平成二十七年四月二十四日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更認可の年月日

令和五年十二月二十一日

●東京都告示第千二百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。
令和五年十二月二十一日
東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字向養沢一一九一番(次の図に示す部分に限る。)、一一九三番口

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である

旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所
西多摩郡日の出町大字平井字塩田二六一四番・二六一五番・二六二八番一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六二四番一、二六二五番一、二六二六番一、同番二、二六二七番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規

定により告示する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所
西多摩郡檜原村字数馬六九〇番六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林の所在場所
あきる野市戸倉字盆堀東峯一五〇二番口、一五〇三番、

一五〇四番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町日原字倉澤向五七九番（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字倉澤五五三番イ一(次の図に示す部分に限る。)、五五二番イ、字倉澤向五七九番・五八〇番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五八四番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字刈倉一三〇番(次の図に示す部分に限る。)、字小菅四五七番・四五八番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、令和五年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

真光寺長津田

二 変更の区間

町田市三輪緑山三丁目十四番地先から同所十二番一地先まで

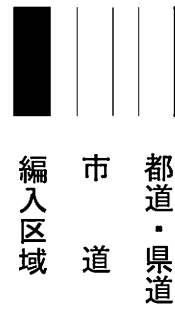
三 変更の概要

別図表示のとおり

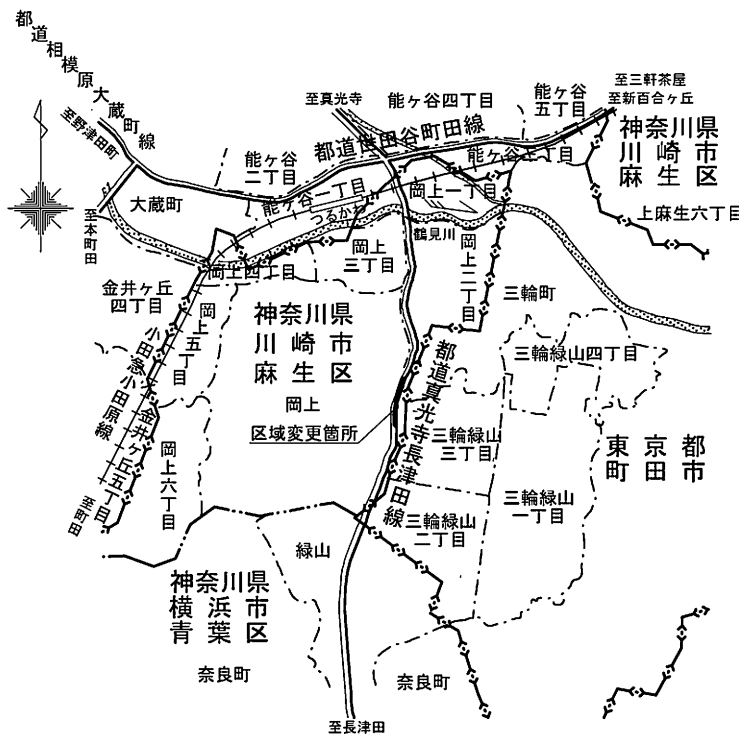
別図

都道真光寺長津田線区域変更略図

町田市三輪緑山三丁目地内

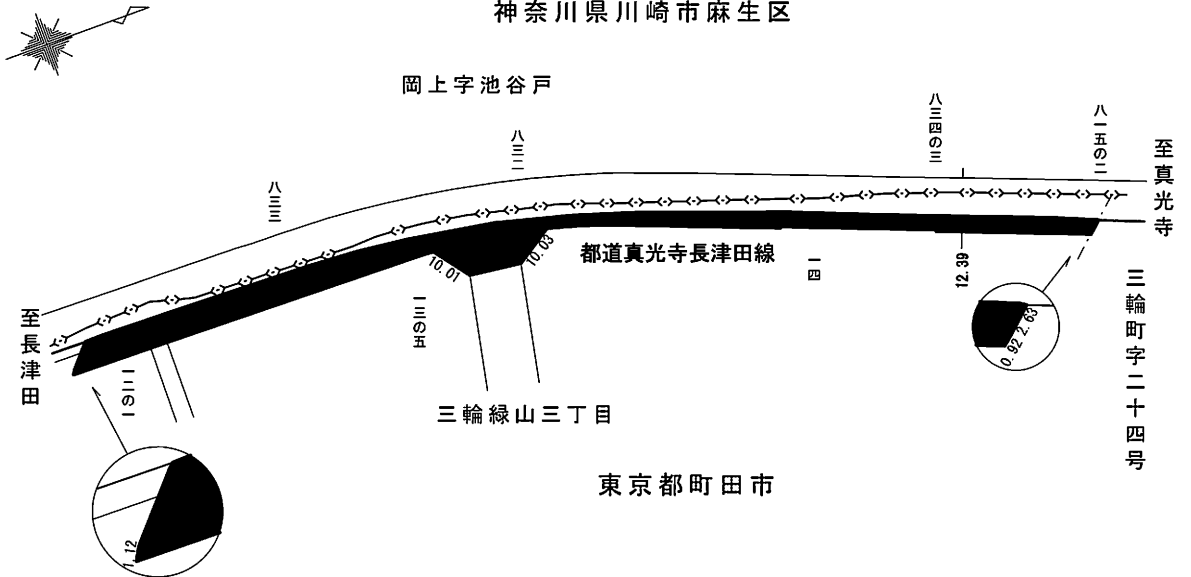


延長 二四一・七三メートル
面積 一、一四四・七一平方メートル



神奈川県川崎市麻生区

岡上字池谷戸



1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都第八選挙区支部	中島 寛子	野口 光夫	杉並区天沼3-27-7	R5. 8. 28	○	衆議院議員
自由民主党東京都第十五選挙区支部	柿沢 未途	伊藤 正樹	江東区富岡1-26-21	R5. 8. 3	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第2選挙区支部	今村 充	山口 景子	世田谷区用賀4-4-5	R5. 8. 18	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	河村 建一	森近 憲行	千代田区永田町2-9-6	R5. 8. 8	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第13選挙区支部	宇土 行弥	宇土 行弥	墨田区東向島5-42-1	R5. 8. 4	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第19選挙区支部	吉田 圭一郎	吉田 圭一郎	文京区関口1-11-2	R5. 8. 7	○	衆議院議員
立憲民主党東京都第3総支部	阿部 祐美子	山村 明嗣	品川区北品川5-5-27	R5. 8. 1	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都荒川区第五支部	斎藤 泰紀	伊藤 亮一	荒川区西尾久2-35-7	R5. 8. 25	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
いなば太郎後援会	稲葉 太郎	大野 祐生	世田谷区野毛2-16-11	R5. 8. 25	衆議院議員	稲葉 太郎、衆議院議員
今村充後援会	今村 充	山口 景子	世田谷区用賀4-4-5	R5. 8. 18	衆議院議員	今村 充、衆議院議員
うといくや後援会	宇土 行弥	宇土 行弥	墨田区東向島5-42-1	R5. 8. 4	衆議院議員	宇土 行弥、衆議院議員
えざきさなえ後援会	江崎 早苗	江崎 早苗	練馬区平和台3-23-14	R5. 8. 7	衆議院議員	江崎 早苗、衆議院議員
戒能はるかサポーターズクラブ	戒能 遙	先崎 ゆかり	江東区大島9-6-1	R5. 8. 7	衆議院議員	戒能 遙、衆議院議員
門ひろこを応援する会	中島 寛子	大橋 弘輝	杉並区天沼3-27-7	R5. 8. 21	衆議院議員	中島 寛子、衆議院議員
徳永ゆきこ後援会	徳永 由紀子	前納 悦子	西東京市柳沢5-14-17	R5. 8. 30	衆議院議員	徳永 由紀子、衆議院議員
山本さき後援会	山本 沙紀	山本 沙紀	練馬区富士見台3-25-16	R5. 8. 4	衆議院議員	山本 沙紀、衆議院議員

●東京都選挙管理委員会告示第百五十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六

告 示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年十二月二十一日
東京都選挙管理委員会

吉川りな後援会	吉川 里奈	青木 仁美	新宿区山吹町339	R5. 8. 3	衆議院議員	吉川 里奈、衆議院議員
---------	-------	-------	-----------	----------	-------	-------------

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
複戸ゆういち後援会	須崎 政博	複戸 詠子	西多摩郡奥多摩町大丹波850	R5. 8. 9
オールみなと	児嶋 慎治	安藤 圭哉	港区六本木3-7-1	R5. 8. 9
このはな会	石原 静佳	峯 幸江	三鷹市下連雀7-2-2	R5. 8. 23
最年少の市長を	伊藤 幹夫	五十嵐 大志	立川市曙町2-42-23	R5. 8. 18
坂口賢一後援会	坂口 賢一	鈴木 芳昭	世田谷区桜新町1-11-4	R5. 8. 9
真生日本	吉川 勝也	吉川 勝也	千代田区永田町2-9-6	R5. 8. 4
立川の未来をつなぐ会	伊藤 幹夫	五十嵐 大志	立川市曙町2-42-23	R5. 8. 18
日本のための選択肢	中村 和弘	藤井 資子	杉並区永福3-34-9	R5. 8. 14
府中党	小山 有彦	渡辺 将	府中市宮町1-9-1	R5. 8. 10
めぐろ1ミリ会	小出 眞亜里	黄 丹翔	目黒区中根2-14-16	R5. 8. 9

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。

令和五年十二月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党千代田総支部	米田 和也	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町1-5-10	千代田区岩本町1-5-1	R5. 8. 1
参政党 東京第8支部	石川 芽生子	会計責任者の氏名	千ヶ崎 恵美子	三和 亮	R5. 8. 22
参政党 東京第10支部	安田 伸	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 8. 31
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R5. 8. 31
参政党 東京第19支部	松田 秀樹	会計責任者の氏名	金子 健一	橋本 くみ子	R5. 8. 21
社会民主党新宿総支部	三島 ひろ子	代表者の氏名	三島 ひろ子	大谷 一敏	R5. 8. 5
社会民主党練馬総支部	田代 尚子	会計責任者の氏名	武井 英由子	中村 悦子	R5. 7. 29
		主たる事務所の所在地	練馬区石神井町7-35-5	練馬区南大泉4-1-10	R5. 8. 28
自由民主党清瀬総支部	木原 誠二	会計責任者の氏名	中村 清志	小寺 喜裕	R5. 7. 2
自由民主党東京都第十二選挙区支部	高木 啓	政治団体の名称	自由民主党東京都第十二選挙区支部	自由民主党東京都衆議院比例区第三支部	R5. 8. 1
自由民主党東京都第二十八選挙区支部	安藤 高夫	政治団体の名称	自由民主党東京都第二十八選挙区支部	自由民主党東京都第九選挙区支部	R5. 8. 1
自由民主党八王子総支部	水野 淳	代表者の氏名	水野 淳	萩生田 富司	R4. 8. 1
日本維新の会衆議院東京都第3選挙区支部	吉平 敏孝	主たる事務所の所在地	品川区戸越1-19-6	江東区豊洲3-6-5	R5. 8. 1
日本維新の会衆議院東京都第28選挙区支部	藤川 隆史	主たる事務所の所在地	練馬区練馬1-25-2	新宿区西落合1-29-19	R5. 8. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
浅草薬業政治連盟	高橋 正也	主たる事務所の所在地	台東区寿1-6-1	台東区蔵前4-34-9	R5. 7. 26
		代表者の氏名	高橋 正也	秦 千津子	R5. 6. 26
鮎川ゆうすけ後援会	鮎川 有祐	主たる事務所の所在地	調布市染地1-18-19	調布市染地3-1-105	R4. 8. 23
石川よしろう後援会	石川 義郎	会計責任者の氏名	細谷 博司	石内 章弘	R5. 8. 16
石原せいじ後援会	石原 誠二	会計責任者の氏名	石原 誠二	石川 幸子	R5. 8. 24
大田・生活者ネットワーク	田谷 留美子	主たる事務所の所在地	大田区池上4-28-11	大田区池上4-23-9	R5. 8. 1

川田龍平を応援する会	汐見 稔幸	会計責任者の氏名	小室 靖浩	岩淵 宏美	R5. 8. 9
関東電力総連政治連盟	妻木 嘉之	代表者の氏名	妻木 嘉之	石塚 弘子	R5. 8. 9
菅直人を支援する弁理士有志の会	後藤 政喜	主たる事務所の所在地	新宿区大久保3-8-3	新宿区新宿1-13-1	R5. 8. 24
葵龍会	加治 章	会計責任者の氏名	小室 靖浩	岩淵 宏美	R5. 8. 9
江東飛翔の会	吉田 要	会計責任者の氏名	吉田 要	吉田 明	R5. 6. 21
国分寺再生プロジェクト	三葛 敦志	代表者の氏名	三葛 敦志	須藤 修	R5. 8. 1
小山くにひこ後援会	小山 有彦	会計責任者の氏名	奥野 大士	小山 有子	R5. 8. 10
循環経済調査会	加藤 公一	政治団体の名称	循環経済調査会	加藤公一にちゃんとした国政をやらせる会	R5. 8. 10
新宿歯科医師連盟	米山 和伸	会計責任者の氏名	矢郷 生和	横江 順	R5. 8. 16
真生日本	河村 建一	代表者の氏名	河村 建一	吉川 勝也	R5. 8. 29
杉並税理士政治連盟	成田 忠幸	会計責任者の氏名	森下 基樹	東 富士子	R5. 6. 21
税理士による辻清人後援会	柴崎 一男	代表者の氏名	柴崎 一男	関屋 一馬	R5. 8. 8
中央政経研究会	千谷 順也	代表者の氏名	千谷 順也	山田 久雄	R5. 8. 4
東京都医師政治連盟	尾崎 治夫	会計責任者の氏名	赤上 晃	白岩 照男	R5. 7. 21
東京都医師政治連盟中野支部	渡邊 仁	会計責任者の氏名	熊笹御堂 隆	高野 治人	R5. 6. 24
東京都隊友政治連盟	直海 康寛	主たる事務所の所在地	豊島区高田3-38-18	世田谷区駒沢4-32-12	R5. 8. 18
		代表者の氏名	直海 康寛	野本 恒雄	R5. 8. 18
東京都宅建政治連盟荒川支部	井田 祐樹	主たる事務所の所在地	豊島区東池袋1-31-6	荒川区荒川2-4-4	R5. 4. 1
豊島税理士政治連盟	五十井 恵	会計責任者の氏名	田中 卓也	岩見 知子	R5. 6. 9
都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	滝田 泰彦	主たる事務所の所在地	八王子市三崎町4-1-1	八王子市寺町43-9	R4. 11. 1
都民ファーストの会立川市第二支部	石飛 香織	主たる事務所の所在地	立川市錦町2-1-7	立川市錦町1-15-20	R5. 3. 30
都民ファーストの会八王子市第二支部	滝田 泰彦	主たる事務所の所在地	八王子市三崎町4-1-1	八王子市寺町43-9	R4. 11. 1
都民ファーストの会府中市第二支部	小山 有彦	会計責任者の氏名	奥野 大士	小山 公子	R5. 8. 10

長沢興祐後援会	鶴飼 省治	政治団体の名称	長沢興祐後援会	長澤こうすけ後援会	R5. 8. 1
		代表者の氏名	鶴飼 省治	菅原 税	R5. 8. 1
日本橋税理士政治連盟	小山 栄一	会計責任者の氏名	増田 和弘	栗原 真平	R5. 6. 26
平野たかし後援会	平野 隆史	主たる事務所の所在地	西多摩郡日の出町大久野3604	西多摩郡日の出町平井1387-2	R5. 8. 4
		代表者の氏名	平野 隆史	山崎 静	R5. 8. 4
		会計責任者の氏名	北島 留美	福村 秀夫	R5. 8. 4
三鷹市薬剤師連盟	星野 博忠	代表者の氏名	星野 博忠	杉山 一延	R5. 5. 24
目黒税理士政治連盟	古川 眞理	会計責任者の氏名	荒野 俊一	後藤 勇輝	R5. 6. 20
安田しん後援会	安田 伸	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 8. 31
		公職の種類（第一号）	衆議院議員		R5. 8. 31
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	安田 伸、衆議院議員		R5. 8. 31
米田かずやを励ます会	米田 和也	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町1-5-10	千代田区岩本町1-5-1	R5. 8. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百六十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
 ので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり
 表す。

令和五年十二月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都北区第二十八支部	椿 邦司	R5. 8. 28
自由民主党東京都品川区第十六支部	鈴木 真澄	R5. 7. 31
自由民主党東京都新宿区第十八支部	佐原 勇	R5. 8. 1
自由民主党東京都台東区第三十二支部	高山 就造	R5. 7. 20
自由民主党東京都千代田区第二十一支部	山崎 聡弘	R5. 8. 2
自由民主党東京都豊島区第十七支部	村上 宇一	R5. 8. 24
自由民主党東京都西東京市第二支部	山田 忠昭	R5. 7. 31
自由民主党東京都武蔵野市第四支部	土屋 ゆう子	R5. 8. 4

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
うすい民男後援会	薄井 民男	R5. 7. 31
小川こうじ後援会	小川 幸治	R5. 7. 31
後藤田正純を囲む東京公認会計士の会	小見山 満	R5. 7. 31
鈴木博後援会	鈴木 博	R5. 6. 30
鈴木真澄後援会	鈴木 真澄	R5. 7. 31
椿くにじ後援会	椿 邦司	R5. 8. 28
ともにつくりやすい政治・田中和子の会	田中 和子	R5. 8. 10
にしなよしひろを応援する会	仁科 吉裕	R5. 8. 14
平野正浩後援会	平野 正浩	R5. 7. 31
宮崎太朗後援会	宮崎 太朗	R5. 7. 31
やこうえみと平和の緑会	谷古宇 恵美	R4. 12. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百六十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和五年十二月二十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石原 静佳	都議会議員	このはな会	三鷹市下連雀7-2-2	R5. 8. 23
稲葉 太郎	衆議院議員	いなば太郎後援会	世田谷区野毛2-16-11	R5. 8. 24
今村 充	衆議院議員	今村充後援会	世田谷区用賀4-4-5	R5. 8. 15
宇土 行弥	衆議院議員	うといくや後援会	墨田区東向島5-42-1	R5. 8. 4
江崎 早苗	衆議院議員	えざきさなえ後援会	練馬区平和台3-23-14	R5. 8. 1
徳永 由紀子	衆議院議員	徳永ゆきこ後援会	西東京市柳沢5-14-17	R5. 8. 26
中島 寛子	衆議院議員	門ひろこを応援する会	杉並区天沼3-27-7	R5. 8. 20
山本 沙紀	衆議院議員	山本さき後援会	練馬区富士見台3-25-16	R5. 8. 4
吉川 里奈	衆議院議員	吉川りな後援会	新宿区山吹町339	R5. 8. 3

●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鮎川 有祐	鮎川ゆうすけ後援会	主たる事務所の所在地	調布市染地1-18-19	調布市染地3-1-105	R4. 8. 23
滝田 泰彦	都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	主たる事務所の所在地	八王子市三崎町4-11	八王子市寺町43-9	R4. 11. 1
安田 伸	安田しん後援会	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	R5. 8. 31
米田 和也	米田かずやを励ます会	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町1-5-10	千代田区岩本町1-5-1	R5. 8. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百六十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた
 旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
薄井 民男	うすい民男後援会	R5. 5. 29
小川 幸治	小川こうじ後援会	R5. 5. 29
鈴木 博	鈴木博後援会	R5. 4. 30
鈴木 真澄	鈴木真澄後援会	R5. 4. 30
田中 和子	ともにつくろうやさしい政治・田中和子の会	R5. 4. 30
平野 正浩	平野正浩後援会	R5. 5. 29
宮崎 太朗	宮崎太朗後援会	R5. 7. 31

公 告

土地区画整理事業の換地処分について
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により西東京市新町四丁目土地区画整理事業の施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

一 小金井市貫井南町一丁目十番 愛知県豊橋市西岩田五丁目七番地の十一
 株式会社物語コーポレーション

代表取締役 加藤 央之

小金井市貫井南町一丁目二十四番一 愛知県豊橋市西岩田五丁目七番地の十一
 株式会社物語コーポレーション

代表取締役 加藤 央之

東久留米市浅間町二丁目四百七十三番三十及び四百九十二 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

番三

東村山市久米川町二丁目四十九番四及び同番六

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

東久留米市柳窪二丁目二百五十八番

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

多摩市一ノ宮一丁目二十一番号九の一部、同番十、同番十一及び同番二十四

多摩市関戸五丁目十四番地の十
小形日出男

東村山市野口町三丁目九番四、同番十五、同番三十二の一部及び同番三十三

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

正 誤

○令和五年八月四日付東京都選挙管理委員会告示第七十六号

ページ一段一行一 誤 一 正
四一中一 一一一高橋 勝男 一 高橋 勝男

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

